

令和8年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金） 午後3時30分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（14人）

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	2 番	春 摘 要	3 番	宮 内 敬 介	
	4 番	竹 下 るみ子	5 番	林 悦 子	
	6 番	草 刈 満 男	7 番	青 木 正 篤	
	8 番	古 谷 葉 子	9 番	浮 田 益 実	
	1 0 番	葉 狩 健 一	1 1 番	池 本 英 夫	
	1 2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲太郎	

4. 欠席委員（な し）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（3人）

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	国 石 宣 広		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について

議案第5号 令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長	山 中 章 弘	書 記	長 石 泰 代
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後3時30分)
事務局長	ただ今から、令和8年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。 開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、2番 春摘要委員、3番 宮内敬介委員にお願いいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。番号1です。 権利種別は3条の有償移転です。 農地の所在が大字埴師地内、地目はいずれも田、同じく大字埴師地内、地目はいずれも畑、面積は5筆で1, 555㎡です。 譲渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営廃止、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。国道53号から〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ向かった先の〇〇〇〇の農地になります。 2ページにその公図、3～7ページが現況写真となっております。 以上です。 説明が終わりました。

議長（会長）	ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員に現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
3 番	それでは議案第1号の番号1についての調査のご報告をいたします。 4月1日に譲受人にお会いして確認をいたしました。 申請のあった農地ですけれども、申請書にあるように現在の所有者は〇〇〇〇に在住の〇〇さんということでこれは当然相続された農地ということでありまして、 これまで農地がある〇〇〇〇というところなんですけれども、この方が草刈り等を行いながら管理をされてきた、自己保全という形で管理されてきた農地ということでもあります。 譲渡人が高齢ということもありまして、以前から農地といいますが財産処分をできたらということで、色々探されていたということなんですけれども、なかなか見つからなかったということもありまして、今回の譲受人である〇〇集落の〇〇さんが取得するということで申請がなされたということでもあります。 譲受人が今後、この農地をどうされるかということで確認したんですけれども、一度除草剤できれいにし、もうすでに自己保全をされていますので問題ないと思うんですけれども。 今後、転換作物として菜種を播種して、この農地を維持管理していきたいというようなことで確認をしております、申請に関して問題が無いというふうに確認しました。 ただ、譲受人も高齢でありますし、近々に行われるであろう農地の継承をどういうふうに考えていらっしゃるかとこのところを確認しました。 現在、〇〇のほうで長男さんが働いて住まわれているということです。 毎年、春秋の農繁期には、トータル20日前後帰省をして農作業をしているということです。 今後、こっちの方に住所を移すということも話しをしとるんだということでありましたが、本当にそうになっていただくように改めてお願いをして報告とさせていただきます。
議長（会長）	これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
11 番	近くに持っておられる土地、公民館に入るところ。
3 番	はい。そうです。 今回の申請農地の隣接地、道を挟んで〇〇〇〇の反対側のほうに所有はされておられて、そばなどを作っておられます。ですから、報告しましたように、絶対に帰ってきてくださいと。そうしないと、いま現在2.2ヘクタール所有されている、今回また増えるということで、2.4ヘクタールになるので、〇〇集落自体が困るし、その後〇〇集落みんなで守っていただくにしても、かなりの面積でありますので、よろしくお願いしますという事までしか言えておりません。 ただ、申請につきましてそういうふうに言われていますので、駄目だねとはよ

	う言いませんでした。
1 3 番	水路はあるんですか。
3 番	水路はあります。 水路はありますが、米を作ったりは考えていないと。だから荒らさんように菜種を植えて、掘らずに又翌年耕して、また自然に発生するのを待ってやってみようかなということであります。
1 0 番	簡単に機構に預けて実際やりたいという人は。
1 番	田んぼにはならないだろうな。
事務局長	現地にも一緒に行ったんですが、今言われたように、菜種を植えるとか、畑として植えると言われていました。ただ農地として維持管理をしていくと。
議長（会長）	家からはどれくらい距離があるんですか。
事務局長	申請書には書いてあります。車で4～5分。
3 番	1 k mはある。
議長（会長）	トラクターを持って出て出来るかということ。
1 2 番	そばはしているということですね。〇〇〇〇の前の。
3 番	私は今回申請のあった農地の右側といいますか右っておかしいな。ちょうど〇〇〇〇のところは、〇〇〇〇さんが既に所有されているので、今おっしゃったようにそば等栽培していらっしゃいます。
議長（会長）	これはさっき、葉狩委員が言ったように利用権設定とかじゃなしに、所有しようということのようですね。その他何かありませんか。 ちょくちょく見ておいてもらうようにまず大丈夫だと思いますけども。お願いをしたいと思います。 議案第1号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に日程第2 議案第2号「農地等現況証明願いの決定について」議題といたします。 現況証明願いを下記の通り受理したので決議を求めるものです。

事務局長	それでは番号1について、事務局に説明を求めます。 それでは議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。 農地の所在が大字大背地内、地目は田、面積は261平米です。 もしかして議案書が、登記簿が雑種地で現況が田となっておりますでしょうか？これ逆です。 登記簿は田で現況が雑種地です。 所有者は大字〇〇の〇〇〇〇さんです。 非農地の事由としましては20年以上前から農地として利用しておらず駐車場となっており、農地として復旧困難となったためとなっております。 場所につきましては、別冊の申請位置図の8ページを御覧ください。 那岐地区の〇〇集落を過ぎた〇〇〇〇すぐ横、すぐ左横の農地です。 9ページに公図10ページが現況の写真となっております。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、4番 竹下委員、現地の事前調査をお願いしておりますので調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
4番	議案第2号の1番について、調査の結果を報告します。 4月5日に申請者の〇〇〇〇さんと現地確認を行いました。 非農地証明審査基準に基づき確認いたしました。 申請の通り、20年以上前から駐車場として使用して現在に至っております。 今後農地の復旧をすることの地として復旧することが困難なことから申請の通りで問題はないと思います。 以上です。
議長(会長)	これより質疑に入ります。 ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。
11番	確認ですけど、地籍は終わってますよね。
事務局長	終わってます。
11番	なんでこれが出てくるんですか。 地籍のときに調べたら、多分向こうがしてくれるはずですよ。
事務局長	地籍は春に反映されてますけど、でもこうなってますね。 はい。
11番	基盤整備しないと、多分田だから。

議長(会長)	基盤整備しとったら測量はしない。 20年前や30年ぐらい経つから。 〇〇〇〇が始まった前です。ここは元々〇〇だった〇〇さんの土地で、よくよく聞いてみると、そういうところ（〇〇〇〇が始まった頃）からそのときに〇〇さんの方に、〇〇の方が受けてというようなことでやられておったということで、地籍のときにできてなかったのかいうたら、そこんところがちょっとあれなんですけど、そういうような事情があったということがあります。
4 番	図面の〇〇〇〇〇のところは既に駐車場になっております。 なぜかこの〇〇から入ってくる、ここの部分だけがなくなってなかった。 駐車場として使ってるけども。進入口です。 こっちの広いところはもう既に駐車場として。 ええ。〇〇〇〇ですね。
事務局長	確かに地籍は終わってますので、タイムラグでちょっと農地台帳に反映されてなくてこうなってる可能性とそれとあと、前回もあったんですけど三輪さんの方がこれ早くここを整理したいということで、申請されているので、前回〇〇の山でもあったように地籍で変わってるけどっていう時は、非農地証明でっていうことで。 それで三輪さんの方が申請もされてますのでちょっとうちの反映がタイムラグがあったっていうことがある可能性があるのと、三輪さんの方が今、もうここをきっちり整理しておきたいなということで願いに来られましたので、非農地証明で対応するということをお願いしたいと思います。
議長(会長)	他にありませんか。 それではないようですので、採決いたします。 議案第2 番号1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第2、番号1は原案の通り決定いたしました。 次に日程第2 議案第3号 「利用状況調査に伴う農地非農地の判断について」議題とします。 非農地通知の発出について決議を求めるものです。 それでは事務局に説明を求めます。
事務局長	今回所有者より山林となっているので、農地でなくしてほしいという相談がありました。 これは売買に伴って山林となっているので、もう農地でなくしてほしいということでありました。 昨年と令和5年の利用状況調査で再生利用が困難となっていました。

	それでは議案書の３ページをご覧ください。 番号１の５筆です。 農地の所在が大字埴師地内の３筆、地目は畑、面積は１１８平米。 同じく大字埴師地内の２筆、地目は畑、面積は２１３平米、合計合わせて３３１平米です。 所有者は先ほど３条でありました〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。 利用状況調査の内容につきましては、令和７年７月３１日、令和５年８月３１日の調査で再生利用が困難、山林となっております。 場所につきましては別冊の申請位置図の１１ページを御覧ください。 一番最後のページですね。 これ、先ほどの３条であった〇〇〇〇、〇〇〇〇方面へ向かった先の〇〇〇〇という〇〇の下手、先ほどの３条の農地の周辺の農地になります。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手を願います。 ありませんか。 （質問、意見なし）
議長（会長）	よろしいでしょうか。 それでは発言がないようですので採決いたします。 議案第３号 番号１原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第３号番号１は原案の通り決定いたしました。 次に日程第２ 議案第４号 「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。 それでは事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の４ページをご覧ください。 ３月１９日付で、智頭町長から農用地利用集積等促進計画案の意見決定を求められたものであります。 （議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明） 以上です。
議長（会長）	それでは終わりました。 それでは質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手をお願いいたします。

	ありませんか。 (質問、意見なし)
議長（会長）	それでは採決いたします。 議案第４号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長（会長）	はい。全員賛成ですので、議案第４号は原案の通り決定することにいたしました。 次に日程第２議 案第５号 「令和８年度の目標およびその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。 令和８年度の目標およびその達成に向けた活動計画(案)を別紙の通り作成したので、決議を求めるものです。 それでは事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは皆さんのところにお配りしてます令和８年度、最適化活動の目標の設定等という紙を見ていただけますでしょうか。これは平成２８年の法改正で毎年こういう活動の目標を作らなくてはいけないということになっておりますので作成しております。 それではまず、農業委員会の現状令和８年４月１日現在です。 体制は任命委嘱の年月日は令和５年７月２０日から今年の７月１９日までということで今年が改選の年ということになっております。 農業委員の定数は１４名、うち認定農業者に準ずる者が７名、女性が３名、４０代以下が２名、中立委員が１名ということになっております。 農地利用最適化推進委員は定数４に対して、実数４で担当地区が６地区ということになっております。 農家・農地の概要ということですが、これは直近の農林業センサスを記入ということで、直近だと２０２５年に農林業センサスがあったんですけども、結果がまだ未公表ということで、今回は２０２０年のセンサスの数値を使いなさいということですから昨年と同じ２０２０年のセンサスの数字が入ってます。 総農家数６５７、農業経営体数２９０農業者数、基幹的農業従事者数が２９０、女性が１５、４０代以下が１７ということで、現状、多分２０２５はこれがもっと減っているのではないかなと思います。 来年の令和９年度の目標は２０２５のセンサスの数値が使えるものと思います。 経営体数ということで認定農業者４名、基本構想水準到達者３、集落営農経営４、集落営農組織が４ということになっております。 耕地面積は直近の耕地及び作付面積統計に基づいてということで、鳥取県の経営支援課から提出してもらっている数値を入れております。 田が４０７ヘクタール、畑４８ヘクタール、トータル耕地面積４５５ヘクタールということになっております。

	一枚はぐっていただきまして、最適化活動の成果目標ということで農地の集積、これ現状、先ほどの管内農地面積455ヘクタールこれまでの集積面積というのが、これが毎年この時期に町として行って、うちでいうと山村再生課が行ってます担い手の農地利用集積状況調査の数字を入れなさいということでして、その状況調査によりますと、これまでの集積面積は61ヘクタールということになってます。集積率は13.4%で目標令和10年度までの目標が既に策定されているということで、令和10年度に28%という目標になっておりまして、それを達成しようとするれば、今年度令和8年度の新規集積面積は22ヘクタールということでここには22ヘクタールが入っております。 遊休農地の解消これは皆さんに昨年していただいた農地パトロールの結果が入っております。 1号遊休農地99ヘクタール、うち緑が66、黄色が33ヘクタールということです。 この②の目標の数値は、令和3年度に令和10年度までの目標ということでここは令和3年度の数値が入るということですので、昨年と同じ数値が入っております。 令和3年度の利用状況調査の緑区分の面積は47、対象の目標が9、令和3年度の利用状況調査の黄色が26、新規発生の遊休農地の解消は3ヘクタールしましょうというのが令和3年度の目標の中に入っているということです。 次のページを見ていただきますと、新規参入の促進ということで、令和6年度には1人、〇〇〇〇さんが上がってましたけど、令和7年度の新規参入者はなしということです。 次に②の目標、権利移動面積ですけどこれは利用権設定の面積です。 令和7年度は14.7ヘクタールありました。 令和6年度は15.3ヘクタール、令和5年度は8.5ヘクタールということで権利移動・利用権設定等は進んできてるのかなとは思います。 2番の活動目標、以下は例年と同じで1人の活動日数は月6日をお願いしますという。 6日を下回ると、昨日多分皆さんのところに割増の分が入ったと思うんですけども、月6日を下回る日が続くとそういう経費と補助金が減ってくるということになります。 あとは強化活動月間の目標ということで、いろいろ利用状況調査日々随時やっけていただいていますので、それを書いているということになります。 引き続き耕作放棄地も増えていきますし、あと、中山間と多面も一本化で全体として守っていこうというような動きにもなってますのでそのあたりのマッチングであるとかフォローというものを農業委員さんには引き続きですね令和7年度以上に、8年度以降も続けていただければ、最適化活動の目標というののも達成に近づいていくのではないかなという具合に考えております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いいたします。

7 番	はい。
議長（会長）	青木委員。
7 番	2 ページの一番上の集積なんですけど。 調べたらわかると思うんですけど、この目印の 2 の農地の集積の定義がありますね。 具体的にどういう別表 1 に掲げるものっていうのは、農地の集積、
事務局長	これはですね。令和 6 年からちょっと集積の仕方が変わったそうなんですけど、認定農業者とか、あとは認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農、あとは公共機関とかありますけども、法人とか、そういう方が集積をしている農地の面積ということになってます。 それを集計したものがこの 6 1 ということで、山村再生課の方が県、国等に報告しているということになります。
議長（会長）	はいその他ありませんか。 それでは採決いたします。 議案第 5 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議長（会長）	はい全員賛成ですので、議案第 5 号は原案の通り決定することにいたしました。 それでは、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました智頭町農業委員会第 1 回の総会を閉会といたします。
閉 会	（ 閉 会 午後 4 時 1 3 分 ）

農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により署名捺印する。

令和8年4月10日

智頭町農業委員会議長

智頭町農業委員会委員

智頭町農業委員会委員